

第4条 本契約に係る契約保証金は、 円とする。(または、沖縄県病院事業局財務規程第133条第2項第○号の規定により免除する。)

(秘密保持)

第5条 甲および乙は、委託業務に関連して知り得たそれぞれの秘密情報を秘匿する義務を負い、これを第三者に洩らしてはならない。尚、本契約終了後も、この秘密を保持する義務を負うものとする。

2 乙は甲が所有するデータ等を甲の許可なく複写・複製してはならない。

3 乙は甲が所有するデータ等をこの契約の履行目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止)

第6条 乙は、本委託業務を第三者に再委託、または請け負わせてはならない。

(事故報告)

第7条 乙は委託業務の履行に関し事故が生じた場合は、直ちに甲に対し事故の状況を速やかに報告しなければならない。

2 甲が必要とする情報を、甲が指定する方法で報告するものとする。

(権利・義務の譲渡の禁止)

第8条 乙は、委託契約に関して発生する一切の権利または義務を第三者へ譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

(損害賠償)

第9条 乙は、この委託契約を履行するうえで乙の責めに帰すべき理由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(業務遂行上の責任者等)

第10条 乙は委託業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め甲に通知するものとする。

2 乙は委託契約期間中に業務遂行上の責任者に変更がある場合は速やかに甲に通知するものとする。

(業務遂行及び調査等)

第11条 乙は、委託業務の実施につき、甲と十分協議し委託業務を円滑に遂行しなければならない。

2 甲は、必要がある時は、乙に対し委託業務の実施状況について調査を行い又は報告を求めることができる。

(個人情報保護)

第 12 条 甲および乙は、取扱情報に個人情報が含まれる場合には、個人情報保護に関する法律およびその他個人情報に関する法令を遵守すると共に、関係省庁等の個人情報保護に関するガイドラインに従い、適正に個人情報を取扱うものとする。なお、細目は別記 個人情報取扱特記事項に定めるものとする。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙が次の各号に該当する場合には、この契約を直ちに解除することができる。

- (1) 委託業務の契約に違反し、その違反によりこの目的を達することができないと認められたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、この委託業務の責務を履行する見込がないと認められたとき。
- (3) 故意又は過失により甲に重大な損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由がなく、契約の履行を怠ったとき。
- (5) 関係法令により行政上の処分を受けたとき。
- (6) この契約に基づく甲の指示に従わなかったとき。
- (7) 法人の役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (8) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められたとき。
- (9) 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
 - 2 前項に該当する場合のほか、甲又は乙が、契約期間中においてこの契約を解除しようとするときは、相手方に対して 3 か月前に通知しなければならない。
 - 3 甲は、翌年度以降において甲の歳出予算の当該金額について減額または削除が

あった場合は、本契約を変更又は解除することができる。

4 第1項、第2項及び第3項の規定により、甲が契約を解除した場合は、甲は乙が損害を被ることがあっても賠償の責めは負わない。

(不当介入に関する通報・報告)

第14条 乙は、この委託契約に関して、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察へ通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(感染症対策)

第15条 乙は、業務の従事者に対し甲が求める感染症等に関する必要な教育、健康管理を行うものとする。

2 乙は、甲が求める感染症等について、業務従事者に対し、乙の負担でワクチン接種及び各感染症抗体価の管理等を実施しなければならない。

(履行不能の場合の措置)

第16条 乙は、天災その他不可抗力により、その責めに帰することができない事由によりこの契約の全部又は一部を履行することができないときは、甲の承諾を得て、当該部分についての義務を免れるものとし、甲は当該部分についての請負代金の支払を免れるものとする。

(事務の引継)

第17条 乙は、甲の指示に従い、業務に停滞が生じないよう適切且つ確実に、事務の引継を受けなければならない。

2 この契約が終了したとき、又は解約された場合は、乙は、甲の指示に従い業務に停滞が生じないよう適切且つ確実に、甲が指示する者に対して事務を引継がなければならない。

(労働関係法令の遵守及び調査)

第18条 乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。

2 甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

(帳簿等の整備及び保存)

第19条 乙は、委託料について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は、委託業務に従事した時間等を明らかにするため、次の各号の帳簿等を日々作成しなければならない。

(1) 委託業務に従事した者の出勤状況を証明するに足る帳簿等

(2) 前号の者ごとにおいて実際に委託業務に従事した時間を証明するに足る帳簿等

3 乙は、前二項の帳簿等を委託業務の完了する日の属する年度終了後5年間保存しておかなければならない。

(協議事項)

第 20 条 本契約に定めのない事項または本契約の条項の解釈に疑義又は紛争が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議し解決するものとする。

2 本契約に関する訴訟については甲乙協議の上、管轄裁判所を決定する。

この契約の証として、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 沖縄県うるま市字宮里 281
沖縄県立中部病院
院長 天願 俊穂

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、甲の求めに応じて書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、甲の求めに応じて書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持出

してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲

の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方（名称、代表者、所在地、連絡先）
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容（契約書等に規定されたものの写し）
 - (8) 再委託の相手方の監督方法（監督責任者の氏名を含む。）
- 3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない。
- 4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

- 第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。
- 3 乙は、前 2 項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第 1 項及び第 2 項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

（検査及び報告）

- 第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理

状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合（おそれがあるものを含む。次項において同じ。）、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。